

# 加古川市森林整備計画

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和	14年	3月	31日

兵庫県

加古川市

## 目 次

### I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

### II 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

#### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の作業種別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
- 3 その他必要な事項

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
- 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
  - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
  - 3 作業路網の整備に関する事項
  - 4 その他必要な事項

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
  - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
  - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項

### Ⅳ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は兵庫県南部の播磨灘に面し、県下最大の河川「加古川」の河口に位置する、温暖で豊かな自然に囲まれた都市である。総面積13,848haのうち森林は約3,618haで、総面積の約26%を占める。森林のうち人工林面積は353.38haであり、人工林率は約10%である。また、市内に森林組合がないことや、人工林が各地に分散している等の理由により、近年の林業の不振等から森林所有者の林業整備意欲が減退し、森林施業の共同化が困難な状況にある。さらに、住宅開発やゴルフ場開発が進み、森林を維持管理しようとする意欲がほとんどないのが実情であり、いかに住民に森林へ目を向けてもらおうかが大きな課題である。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本市においても市民が安心して森林に親しむことのできる公益的機能の高い森林の整備を進めることとする。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方と森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化又は木材生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、本市内の森林を「水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の5つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図ることとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、市内で森林施業がなされている森林はないが、今後、森林施業の合理化を図る必要が生じた場合は、県、市、森林所有者等と連絡を密にし、森林施業が合理的に行われるよう支援するものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は表1-1のとおりである。なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

表1-1

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	35年	40年	40年	45年	15年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木地の伐採は、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

また、伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

#### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

#### ○人工林の場合

- ① 皆伐は、1箇所当たりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防

- 止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。
- ② 主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、公益的機能のより高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図るよう努めるものとする。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林の箇所については、部分伐採を促進し郷土樹種や広葉樹による混交林化等、複層林施業の導入を図るものとする。
- ④ 主伐の目安は表 1 - 2 のとおりとする。

表 1 - 2

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立て方法	期待径級	
スギ	一般建築用材	中仕立て	30cm	40年
	一般建築用材	中仕立て	32cm	60年
ヒノキ	一般建築用材	中仕立て	22cm	45年
	一般建築用材	中仕立て	26cm	60年
マツ	一般材等	中仕立て	20cm	40年

○天然林の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断して萌芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

○人工林の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。また、単層林から複層林化を進める場合は、強度の間伐や主伐として択伐を実施していく。

○天然林の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良な萌芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

3 その他必要な事項

林地の保全、落石等の防止、寒風害等の被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1)人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表2-1に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、農林水産課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表2-1

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ、サクラ、ヤシヤブシ、ヤマモモ、ヤマハンノキ、ウバメカシ、マツ	

(2)人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、表2-2に示す本数を標準として決定する。なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

表2-2

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	1,000	
ヒノキ	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	1,000	
マツ	中仕立て	4,000	
	疎仕立て	1,500	

イ その他人工造林の方法

人工造林は、表 2-3 に示す方法を基準として行うものとする。

表 2-3 : その他人工造林の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地帯の崩壊の危険性のある箇所や防風効果を利用して植栽木を寒風から保護したい箇所等については、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。植え付け方は丁寧とする。
植栽の期間	2～3月中旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の根の成長が鈍化した時期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は 2 年、択伐の場合は 5 年とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、表 2-3-1 に示すものとする。

表 2-3-1 : 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種を対象とする。
萌芽による更新が可能な樹種	上記のうちスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたものとする。

(2)天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき立木の本数は、3,000本/ha（ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）とする。ここで、更新すべき立木の本数は、期待成立本数であるha当たり10,000本に10分の3（立木度）を乗じたものとする。

表2-4-1：天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は表2-4-2に示す方法を基準として行うものとする。

表2-4-2：天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや枝条等の粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外は掻き取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。ただし、立地条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を發揮するため、早期回復を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することとして、萌芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して下表のとおり定める。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha (表2-4-1と同じ) とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。間伐及び保育作業が適切な時期及び方法で実施されるよう、計画的かつ積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、表3-1に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適正な時期、方法により実施するものとする。

表3-1

樹種	施業体系		植 栽 本 数	間伐を実施すべき標準的な 林齢（年）				標準的な方法	備考
	仕立 方法	生産 目標		1 回 目	2 回 目	3 回 目	4 回 目		
スギ	中仕 立て	中径材 伐期 45年	3,500	15	20	25	30	<p>間伐率は、材積率で概ね20～30%とする。</p> <p>間伐率は鼓損や除伐で2,400本成立状態から間伐を開始するものとし算出した。</p> <p>初回は林分構成の適正化を図るように形成不良木等に偏ることなく満遍に行うこととする。</p> <p>2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔をおいて選木する。</p>	
		中径材 伐期 60年		18	25	31	40		
ヒノキ	中仕 立て	柱材 伐期 45年	3,500	22	30	37	—		
		中径材 伐期 60年		22	30	37	45		

(注) 時期（林齢）及び間伐率は、地位や生産目標が異なることにより、植栽本数が上記以外の場合もあるので、地位の良否、植栽本数の多少に応じて調整すること。

※標準伐期間未満の平均的な間伐の実施時期の間隔は、10年ごととする。

標準伐期間以上の平均的な間伐の実施時期の間隔は、15年ごととする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、表3-2に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

表3-2

種	樹	実施すべき標準的な林齢及び回数					保育の方法
		林齢 1	5	10	15	20	
下刈	スギ	①		⑧			植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は造林木の成長が最盛期となる直前とし、6～8月頃を目安とする。
		5～8回					
刈	ヒノキ	①		⑩			
		5～10回					
つる切り	スギ	①		⑧			下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。
		1～2回					
除伐	ヒノキ	①		⑩		⑮	下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。
		1～2回					
除	スギ			⑧			下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。
		1回					
伐	ヒノキ			⑩		⑮	
		2回					
枝打	スギ			⑧		⑮	林冠が閉鎖し、林木相互間に競争が生じ始めた頃から、病虫害の発生予防・材の完満度を高めるために行う。実施時期は樹木の成長休止期とする。
		3回(打ち上げ4m)					
打	ヒノキ			⑨		⑮	
		4回(打ち上げ6m)					

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とするが、本市では設定区域はない。

##### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	45年	50年	50年	55年	25年

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1により定めるものとする。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、

快適環境形成機能が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ実施する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定め、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	70年	80年	80年	90年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とするが、本市には設定区域はない。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1・ア 1・イ 1・ウ 2・ア 2・イ 2・ウ 2・エ 2・オ 4・ア 4・イ 4・ウ 4・オ 5・ア 5・イ 5・ウ 5・エ 5・オ 5・カ 6・ア 6・イ 6・ウ 6・エ 6・オ 6・カ 7・ア 7・ウ 7・オ 8・ア 8・イ 8・ウ 10・ア 10・イ 10・ウ 10・エ 10・オ 11・イ 11・ウ 11・エ 11・オ 12・ア 12・イ 12・ウ 12・オ 12・カ 13・ア 13・イ 13・ウ 13・エ 13・オ 13・カ 14・ア 14・イ 14・ウ 14・エ 14・オ 15・ア 15・イ 15・ウ 16・ア 16・イ 16・ウ 16・エ 16・オ 21・ア 21・イ 21・ウ 22・ア 22・イ	2,306.49

	22・ウ 23・ア 23・イ 24・ア 24・イ 25・ア 25・イ 25・ウ 25・エ 25・オ 25・カ 25・キ 26・ア 26・イ 26・ウ 27・ア 27・イ 27・ウ 27・エ 27・オ 27・カ 27・キ 28・ア 28・イ 28・ウ 29・ア 29・イ 29・ウ 29・エ 30・ア 30・イ 30・ウ 31・ア 31・イ 31・ウ 31・エ 32・ア 32・イ 32・ウ 33・ア 33・イ 33・ウ 33・エ 33・オ 34・カ 34・ク 35・ア 35・イ 36・ア 36・オ 36・カ 37・ウ 38・ア 39・イ 39・ウ 39・エ 39・オ 41・ア 41・イ 41・ウ 41・エ 41・オ 41・カ 42・ア 42・イ 42・ウ 42・エ 42・オ 42・カ 43・ア 43・イ 43・ウ 43・エ 43・オ 44・ウ 44・エ 44・オ 44・カ 44・キ 45・ア 45・イ 45・ウ 46・ア 46・イ 46・ウ 46・エ 47・ウ 47・エ 49・ア 49・イ 49・ウ 49・エ 50・ア 50・イ 50・ウ 50・エ 50・オ 50・カ 50・キ	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	18・ア 18・イ 18・ウ 18・エ 35・ウ	53.85
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3・ア 3・イ 3・ウ 3・エ 3・オ 4・エ 4・カ 7・イ 7・エ 9・ア 9・イ 9・ウ 17・ア 17・イ 17・ウ 17・エ 17・オ 17・カ 17・キ 19・ア 19・イ 19・ウ 19・エ 19・オ 19・カ 34・ア 34・イ 34・ウ 34・エ 34・オ 34・キ 36・イ 36・ウ 36・エ 37・ア 37・イ 37・エ 37・オ 37・カ 37・キ 37・ク 38・イ 38・ウ 38・エ	620.92

		38・オ 38・カ 38・キ 39・ア 40・ア 40・イ 40・ウ 44・ア 44・イ 47・ア 47・イ 47・オ 48・ア 48・イ 48・ウ	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		必要に応じて定める	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—	—
	木材の生産機能の維持増進を明かすための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	—	—

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	—	—
長伐期施業を推進すべき森林	—	—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) 1・ア 1・イ 1・ウ 2・ア 2・イ 2・ウ 2・エ 2・オ 4・ア 4・イ 4・ウ 4・オ 5・ア 5・イ 5・ウ 5・エ 5・オ 5・カ 6・ア 6・イ 6・ウ 6・エ 6・オ 6・カ 7・ア 7・ウ 7・オ 8・ア 8・イ 8・ウ 10・ア 10・イ 10・ウ 10・エ 10・オ 11・イ 11・ウ 11・エ 11・オ 12・ア 12・イ 12・ウ 12・オ 12・カ 13・ア 13・イ 13・ウ 13・エ 13・オ 13・カ 14・ア 14・イ	2,306.49

	14・ウ 14・エ 14・オ 15・ア 15・イ 15・ウ 16・ア 16・イ 16・ウ 16・エ 16・オ 21・ア 21・イ 21・ウ 22・ア 22・イ 22・ウ 23・ア 23・イ 24・ア 24・イ 25・ア 25・イ 25・ウ 25・エ 25・オ 25・カ 25・キ 26・ア 26・イ 26・ウ 27・ア 27・イ 27・ウ 27・エ 27・オ 27・カ 27・キ 28・ア 28・イ 28・ウ 29・ア 29・イ 29・ウ 29・エ 30・ア 30・イ 30・ウ 31・ア 31・イ 31・ウ 31・エ 32・ア 32・イ 32・ウ 33・ア 33・イ 33・ウ 33・エ 33・オ 34・カ 34・ク 35・ア 35・イ 36・ア 36・オ 36・カ 37・ウ 38・ア 39・イ 39・ウ 39・エ 39・オ 41・ア 41・イ 41・ウ 41・エ 41・オ 41・カ 42・ア 42・イ 42・ウ 42・エ 42・オ 42・カ 43・ア 43・イ 43・ウ 43・エ 43・オ 44・ウ 44・エ 44・オ 44・カ 44・キ 45・ア 45・イ 45・ウ 46・ア 46・イ 46・ウ 46・エ 47・ウ 47・エ 49・ア 49・イ 49・ウ 49・エ 50・ア 50・イ 50・ウ 50・エ 50・オ 50・カ 50・キ	
択伐による複 層林施業を推 進すべき森林	18・ア 18・イ 18・ウ 18・エ 35・ウ 3・ア 3・イ 3・ウ 3・エ 3・オ 4・エ 4・カ 7・イ 7・エ 9・ア 9・イ 9・ウ 17・ア 17・イ 17・ウ 17・エ 17・オ 17・カ 17・キ 19・ア 19・イ 19・ウ 19・エ 19・オ 19・カ 34・ア 34・イ 34・ウ 34・エ 34・オ 34・キ 36・イ	674.77

		36・ウ 36・エ 37・ア 37・イ 37・エ 37・オ 37・カ 37・キ 37・ク 38・イ 38・ウ 38・エ 38・オ 38・カ 38・キ 39・ア 40・ア 40・イ 40・ウ 44・ア 44・イ 47・ア 47・イ 47・オ 48・ア 48・イ 48・ウ	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—		—

### 3 その他必要な事項

1及び2のほか、必要に応じて、1に示す公益的機能別施業森林以外の市町村が独自に設定する公益的機能別施業森林の整備等について必要な事項を記載する。

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当する森林において行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備を行う。

#### (2) その他

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業者への施業の委託状況等を踏まえ、森林経営計画制度を活用し、森林経営の森林組合等への委託を促進して、森林施業の集約化を図ることとするが、本市では森林施業又は経営が行われていないため、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、適正な森林施業の確保による森林の整備に努めるものとする。

### 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催等により、計画的な森林施業及び経営の受託を図ることとする。

### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法については、関係者間で錯誤がないよう同意のうえ行うこと。また、立木の育成権の委任の程度や金銭に係る事項等、契約内容について関係者間で確認を行うこと。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。
- (3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

#### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市には森林組合がなく、森林施業の共同化は困難な状況にあるが、市外の森林組合が施業請負等により森林施業が実施できる場合は、積極的に支援することとする。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市には森林組合がなく、施業実施協定の締結その他森林施業の共同化は困難な状況にあるが、市外の森林組合が施業請負等により森林施業が実施できる場合は、積極的に支援することとする。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同で森林施業を行う者（以下「共同施業者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては森林組合等への委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。
- (3) 共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

#### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

##### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について表7-1に記載する。

表7-1

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系 作業システム	25 ~ 40	0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系 作業システム	15 ~ 25	0 ~ 25	15 ~ 50
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5 ~ 15

※路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

##### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとするが、本市には森林施業を推進する区域はない。

##### 3 作業路網の整備に関する事項

###### (1) 基幹路網に関する事項

###### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長 及び箇 所数)	(利用 区域 面積)	うち前 半5年 分	対図番 号	備考
該当なし									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、都道府県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

1から3までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項について表7-2に記載する。

表7-2

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

設定なし

## 2 その他必要な事項

設定なし

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

###### ① 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づき策定する地区実施計画により、地域経済上重要な松林を防除区域、その周辺に位置する松林を周辺区域に指定し、これらの指定区域を対象に予防・駆除対策を効率的・効果的に実施し、被害のまん延を防止する。また、環境に配慮した防除を推進するため、被害木のチップ化による駆除等により、農薬使用の軽減及び被害木の有効利用(破砕材のパルプ材等への利用)に努める。

##### <対象松林概況と被害対策の実施方針>

松林区分	松林区分ごとの実施方針
【防除区域】 地区保全 森林	木材資源として優良な松林、又は松たけ山等地域経済上重要な松林で、主に高度公益機能森林と一体(高度公益機能森林から概ね10Km以内かつ面積10ha以上)となって保全を図る松林を対象として区域を指定する。特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。
【周辺区域】 地区被害拡大 防止森林	地区保全森林周辺(概ね2km)にある松林を対象として区域を指定する。地区保全森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除の実施及び感染源の除去による樹種転換を促進する。

###### ② ナラ枯れ被害対策

県下で被害が拡大しているナラ枯れについては、関係機関と連携して被害対策に努め、被害の拡大を防止し、森林の公益的機能の低下を防止する。

##### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

イノシシ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、食害防止ネット等の設置等の森林被害対策を行う。

## 3 林野火災の予防の方法

本市では、林野火災が毎年春先に多いことから、山火事予防看板及び標識等の設置や森林パトロールの実施により、ハイカー等入山者への予防意識の啓発を行う。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良等を行う場合とし、火入れを行う前日までに、消防、地区消防分団長、隣接する所有者（自治会）に必ず通知、連絡を行うこととする。なお、火入れの際に、気象条件により強風・異常乾燥注意報など火災警報など発令された場合は、火入れを行わず、火入れした場合は速やかに消火すること。

## 5 その他必要な事項

(1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2)その他

該当なし

## IV その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項に充分留意し、適切に行うこととする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

### 2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などが地域に定住するために必要な生活環境施設の整備については、該当なし。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

平岡町新在家、東神吉町神吉の森林については、公園施設とともに地域住民の憩いの場として利用されてきたが、近年、森林の公益的機能に対する関心が高まっていることから、今後は、地域住民等が森林整備に積極的に参画できるよう推進する。また、間伐などの体験活動を通じて森林環境教育等への森林利用を推進する。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした資源の活用や、都市との交流を森林を介して行い山村の活性化を図るなど、多様な森林整備を推進する。なお、森林の総合利用施設の整備計画は下表のとおりとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来（計画）		対図
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取組みに関する事項

志方町行常地区では、地域住民の参画により下草刈り・枝打ち等の活動を行い、地域の里山の維持管理活動を積極的に行っており、住民の森づくりへの参加意識の高揚を図るための模範となるよう支援することとする。

また、平岡町新在家地区の「明神の森」では、地元町内会が清掃活動や明神の森内でイベントを実施する等、隣接する寺田池周辺を含めた、地域住民の憩いの場を守るための取組みを実施している。

#### (2) 上下流連携による取組みに関する事項

近年、森林に対する要請や価値観の多様化により、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まっている。そこで本市においても、他の市町村から積極的に森林ボランティア等の活動状況や受け入れ情報を収集することとする。

#### (3) その他

該当なし

### 6 その他必要な事項

#### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。

#### (2) 市行造林の整備に関する事項

該当なし

#### (3) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、当該

制限に従い施業を実施するものとする。

(4) 森林施業共同化重点実施地区に関する事項  
該当なし